

審査基準整理票

処分名	老人福祉医療費受給券の交付		
根拠法令名	大津市老人福祉医療費助成条例 (昭和57年条例第42号)		(条項) 第4条第1項
基準法令名	大津市老人福祉医療費助成条例 (昭和57年条例第42号)		(条項) 第2条
所管部署	健康保険部(局) 保険年金課(室) 医療助成係		
標準処理期間	3 日	法定処理期間	- 日
【審査基準】	・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載		
<p>受給券の交付に係る審査基準は、大津市老人福祉医療費助成条例（昭和57年条例第42号）第4条第1項の規定に基づく申請を行った者が、同条例第2条に規定する対象者の要件に該当していることを基準とする。</p>			

【根拠法令】

大津市老人福祉医療費助成条例

(受給券)

第4条 老人福祉医療費の助成を受けようとする対象者は、規則に定めるところにより、市長に申請し、この条例による老人福祉医療費の助成を受ける資格を証する老人福祉医療費受給券（以下「受給券」という。）の交付を受けなければならない。

2 略

【基準法令】

大津市老人福祉医療費助成条例

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する者であって、規則で定める医療保険に関する法律（以下「医療保険各法」という。）による被保険者又は被扶養者であるもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（その者、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及びその者の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）で主としてその者の生計を維持するものの当該年度（4月から7月までの間に受けた医療に係る老人福祉医療費については、前年度とする。）の市町村民税が非課税であるものに限る。）とする。

- (1) 65歳に達した日の属する月の末日を経過し70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者
- (2) 70歳に達する日の属する月の末日を経過し75歳に達する日を経過していない者

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。